

日本最南端の大自然と文化の町

広報

たけとみちょう



2010(平成22年)

5月号



No. 347

人口動態 (4月末現在)

総人口	4,008 (+78)
男	2,086 (+39)
女	1,922 (+39)
世帯数	2,147 (+64)

日本最南端の大自然と文化の町から世界へ情報発信中!!

URL <http://www.town.taketomi.okinawa.jp>

E-mail info@town.taketomi.okinawa.jp



西表東部地区大原駐在所 新城辰生巡查部長が受賞報告

4月30日（金）、平成22年度「県民の警察官」表彰を受けた八重山警察署地域課大原駐在所の新城辰生巡查部長が川満町長と富本副町長へ受賞を報告した。功労内容は、地域住民の安全と安心の確保に努め、地域の住民や学校関係者等と良好な関係を築き、児童生徒の健全育成に関する各種助言指導を行うなど、上司、同僚はもとより、地域住民からの信望は厚く、安全で安心なまちづくりに大きく貢献した。



小浜保育所へ壁掛け時計寄贈

4月19日（月）エポック学習社学研特約代理店の浜崎栄子さんが新築移転した小浜保育所へ壁掛け時計を寄贈した。



小底朝正さん受賞報告

4月23日（金）第34回県さとうきび競作会の特別表彰を受けた小底朝正さんが川満町長へ受賞を報告した。

春の行政相談所開設

◎相談内容

医療保険、年金、老人保健・福祉、雇用保険、交通安全、戸籍、道路、環境衛生、登記、窓口の対応、障害者への配慮など なんでもどうぞ

◎行政相談委員が相談に応じています。

相談は無料、秘密は守ります。

行政相談委員 前鹿川 健一さんです。（総務大臣委嘱）

巡回行政相談所 日時：平成22年6月8日（火）14時～16時

場所：竹富島まちなみ館

◎国民と行政を結ぶホットライン

総務省沖縄行政評価事務所の行政苦情110番

電話 098-867-1100

0570-090110

（受付時間は、平日8：30～17：15まで。時間外は留守番電話対応）

4月23日(金)「平成22年度 区長会議」開催! 各地区長は次の方々です。



竹富地区：上勢頭 芳 徳	上原地区：今 岡 大 理
小浜地区：入 川 勝 夫	中野地区：津嘉山 洋
細崎地区：藤 吉 浩 次	住吉地区：池 村 英 勝
黒島地区：島 仲 秀 憲	浦内地区：矢 野 智 大
豊原地区：宮 里 安 博	干立地区：小波本 致 治
大原地区：野 原 廣 一	祖納地区：那 根 操
大富地区：寒 原 富美子	白浜地区：阿久津 匡 輝
古見地区：松 本 貢	船浮地区：池 田 米 蔵
美原地区：屋 宜 靖	鳩間地区：加治工 勇
船浦地区：西島本 茂 和	波照間地区：前 盛 勝 市
	新城地区：本 底 重 男

平成22年度地域活性化交流事業について

(社) 沖縄県対米請求権事業協会では、平成22年度地域活性化交流事業を下記のとおり実施いたします。自主的かつ主体的に地域づくりに取り組む団体におかれましては、奮ってご応募下さるようお願いいたします。

(目 的)

県内の自主的かつ主体的な地域づくりの取り組みを支援することにより、地域の振興及び活性化の促進に寄与することを目的とする。

(対象事業)

地域の振興及び活性化を目的とし、各地域づくり団体が実施するワークショップ(演習形式)、フォーラム、シンポジウム、セミナー(勉強会)、講演会等を対象とする。

1. 応募期間 平成22年5月24日(月)まで

2. 応募方法

「地域活性化交流事業助成申請書」(様式1)に「事業実施計画書」(様式2)及び市町村長の推薦書(様式10)を添付し、提出期限までに社団法人対米請求権事業協会に提出してください。

※様式等については、(社) 沖縄県対米請求権事業協会のホームページからダウンロードできます。

3. 助成額 1団体あたり30万円以内

4. 申請書の提出先・お問い合わせ

〒900-0025 那覇市旭町116番地37 (自治会館6階)

社団法人 沖縄県対米請求権事業協会

TEL : 098-862-9390

FAX : 098-862-9396

HP : <http://www.taibei.jp> (詳しい内容はココから!)

E-mail : kenkyuin@taibei.jp

受付期間 月～金(祝祭日除く) 午前8時半～午後4時半まで

第4回 沖縄・提案一百選 作品募集について

(社) 沖縄県対米請求権事業協会では、沖縄県における地域振興の重要課題について、県民的な議論の場を設定し、議論の深まりと問題解決に向けての県民的なコンセンサスづくりを目指して、一つの共通テーマで広く県内外から提案を募集しています。

1. 受付期間 平成22年5月17日(月)～7月30日(金)

(メール添付・郵送は当日消印有効・持ち込みは平日午前9時～午後5時受付)

2. 応募資格 どなたでも応募できます。

3. テーマ 第1部共通テーマ「沖縄の米軍基地」(日本語に限る)

※詳細については、下記ホームページをご覧ください。

4. 応募先・問い合わせ先

〒900-0029 那覇市旭町116-37 自治会館6階

社団法人 沖縄県対米請求権事業協会「沖縄・提案一百選」係

TEL : 098-862-9390

FAX : 098-862-9396

HP : <http://www.taibei.jp> E-mail : kenkyuin02@taibei.jp

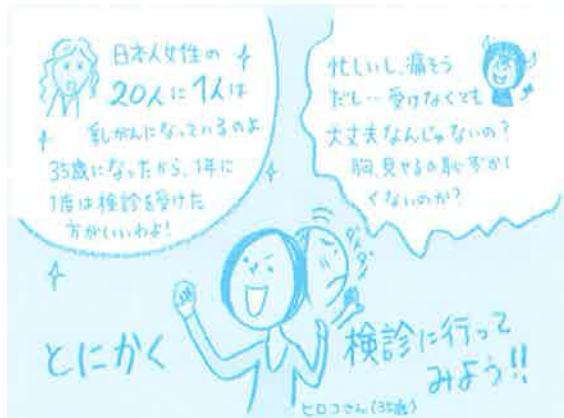
平成22年 婦人ガン検診(マンモグラフィ)日程

乳がんは検診による早期発見が最善の対策法!!

竹富町健康づくり課

地区名	日 程	
波 照 間	6月15日(火)～16日(水)	
西表西部	西 表	6月17日(木)
	上 原 鳩 間	6月18日(金)
西表東部	6月19日(土)	
小 浜	6月20日(日)	
黒 島	6月21日(月)	
竹 富	6月21日(月)	

マンモグラフィ(乳房X線撮影)
検診は2年に1回の実施です。



NO TERROR

テロの未然防止に協力をお願いします

沖縄にテロはいらない!

八重山警察署

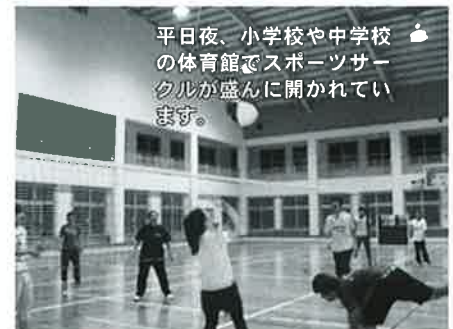
0980-82-0110
NO TERROR

ばいぬ島健康プラン 21

昨年度、健康増進計画の竹富町版の作成にあたり、作業部会を各地区で延べ25回開催し、延べ240名の参加があり、各地区の行動目標を立てることができました。たくさんのご参加とご意見ありがとうございました。

今年度は、『ばいぬ島健康プラン21』の普及活動と、行動目標の実践に取り組みます。

今月は、すでに取り組みを始めている西表東部地区・大富集落を紹介します。



保健師は、健康増進のため、また、QOL(生活の質)向上のため、微力ながらも保健活動をしています。健康教室の開催を予定しています。ご要望などございましたら、ぜひ、お聞かせ下さい。健康相談も随時、対応します。

健康づくり課

町民の皆様

「ねんきん定期便」が送られています

平成21年度に引き続いて、22年度にも、国民年金および厚生年金に加入している方に、「ねんきん定期便」が日本年金機構から誕生月に送付されます。これは、毎年度、加入者のお一人おひとりに対し、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報を分かりやすくお知らせし、現役世代、特に若い世代の方に保険料負担と年金給付の関係を実感していただくことを目的とするものです。

定期便の通知内容

この「ねんきん定期便」の通知内容は、①年金加入期間（加入月数、納付済月数等）、②50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額、50歳以上の方には「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額（年金受給中の方には年金見込額は通知されません）、③保険料の納入額（加入者負担分累計）④年金加入履歴（加入制度、事業所名、加入者資格取得・喪失年月日等）、⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額、⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況（納付、未納、免除等の別）、となっています。ただし、上記の内容の定期便が送付される人は、平成22年度にはじめて定期便が送付される人と、22年度に節目年齢（35歳、45歳、58歳）になる人に限られています。それ以外の人の場合、①～③については前年度のもの更新して通知され、⑤、⑥については直近一年分が通知されます。

分らないことや疑問点がある場合

「ねんきん定期便」について、分らないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便専用ダイヤル「0570-058-555」に電話で相談することができます（祝日および12月29日～1月3日はご利用いただけません）。

受付時間

・月～金曜日：午前9時～午後8時まで

・第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料金のみで利用できます。

※IP電話またはPHSからのダイヤル先は03-6700-1144

また、石垣年金事務所（電話 82-9213）でも相談できます。

人権擁護委員の日 みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いりの心～

全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所 開設

平成22年6月1日（火） 午前10時～午後4時

祖納公民館

問い合わせ先：石垣人権擁護委員協議会（那覇地方法務局石垣支局内） 電話 0980-82-2004

近隣とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰の関する問題、離婚、扶養、相続、遺言、借地借家等の相談に応じています。相談は無料で、難しい手続きもなく、秘密は堅く守られます。

〈平成22年度 啓発活動年間強調事項〉

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| (1) 「女性の人権を守ろう」 | (9) 「刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう」 |
| (2) 「子どもの人権を守ろう」 | (10) 「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」 |
| (3) 「高齢者を大切に作る心を育てよう」 | (11) 「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」 |
| (4) 「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」 | (12) 「ホームレスに対する偏見をなくそう」 |
| (5) 「部落差別をなくそう」 | (13) 「性的指向を理由とする差別をなくそう」 |
| (6) 「アイヌの人々に対する理解を深めよう」 | (14) 「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」 |
| (7) 「外国人人権を尊重しよう」 | (15) 「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」 |
| (8) 「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」 | (16) 「人身取引をなくそう」 |

※一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、市内通話料金のみで利用できます。

※IP電話またはPHSからのダイヤル先は 03-6700-1144

『イリオモテヤマネコは今』 第30回

「西ゲータで交通事故発生～高那からユツンにかけても要注意！～」

イジュの花も咲き、梅雨の季節がやってきました。前回、ヤマネコたちの動きが落ち着いてきているという話をしたばかりですが、4月に今年3件目の交通事故が発生し、1978年からの32年間で50件という、残念な記録を更新してしまいました。事故が起きたのは4月13日の夜8時ごろ、西表島北岸の西ゲータ橋付近で、若いメスのヤマネコでした。環境省のモニタリングカメラにも3月から写っており、まだ妊娠はしていませんでしたが、元気いっぱい栄養状態も良く、今後の繁殖が期待されていただけにとても残念な事故でした。

現場付近は昔からヤマネコが出てくることが多い場所で、かつ直線で車のスピードが出やすいところです。そのため、新しくアンダーパスが設置されたばかりでした。しかし、この直線はヤマネコが路上に出やすい範囲が広く、アンダーパスを1つ増やしただけで事故を防ぐことはできませんでした。ヤマネコの交通事故を防ぐために、道路部局は様々な対策をしていますが、このように、道路に工夫をするだけでは事故を完全に防ぐことは難しいのです。

みなさんから寄せいただいた目撃情報から、いま一番危ないと思われる場所は高那からユツンにかけての県道沿いです。単に道路を横切るだけでなく、路上で何かを食べていたり、車のライトを見ても逃げなかったり、逃げて道路の脇で待っていてすぐに出てきてしまったりと、困りもののヤマネコがいます。この区間は特に交通事故の多い場所で、最近では2008年5月にメスのヤマネコが死んでしまいました。よくヤマネコが出てくるうえに、カーブや坂があって車からもヤマネコが見えにくいことから、危険な場所になっています。

これからの季節、雨の降った夜などはヤマネコのえさとなるカエルが道路に出てきます。そんな日はヤマネコに要注意の日です。どうか、スピードを控えてヤマネコにも優しい運転をお願いします。また、ケガをしている・死んでいるヤマネコを見かけた際には野生生物保護センターまでご連絡下さい。たとえ事故を起こしてしまった場合でも、故意でなければ罪に問われることはありません。当事者による通報は、迅速な回収と救命、その後の事故対策を考える上でとても重要です。万一の場合はご協力下さい。



ケガをしている、死んでいるヤマネコを見つけたら
ヤマネコ緊急ダイヤル
0980-85-5581
西表野生生物保護センター
毎日24時間受け付け中

アナログテレビ放送は、来年7月24日に終了します。

○地上デジタル放送受信機をまだお持ちでない方へ

(1) 総務省の地デジチューナー支援には、NHK受信料の全額免除手続きが必要です。

▽総務省では、まだ地上デジタル放送受信機をお持ちでない次の方々に対し、現在のテレビで地上デジタル放送が受信できるチューナーを支給しています。必要な場合には、アンテナ等必要な工事も行います。

ア 生活保護などの公的扶助を受けている世帯

イ 障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯

ウ 社会福祉事業施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでいる世帯

▽この支援を受けるためには、NHK受信料の全額免除手続きが必要です。

手続きは、竹富町役場 介護福祉課で受け付けています。

▽免除手続きが完了した世帯（既に受信料全額免除を受けているが、支援を申し込んでいない世帯を含みます。）には、支援手続きに関するご案内を送付します。

▽受信料免除についてご不明な点があれば、次のところにお問い合わせください

NHK視聴者コールセンター 電話0570-000588(IP電話等つながらない場合は、044-871-8441)、FAX 044-888-4340

(2) まだ地上デジタル放送受信機をお持ちでなく、(1)の総務省支援対象外で、世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯には、沖縄県が地デジ機器の購入費用として最大12,000円(離島にお住まいでテレビをリサイクルする場合は3,000円加算)を補助しています。

▽この支援の申請書類(申請キット)は、県内の家電販売店で配布しています。

▽この支援についてご不明な点があれば、次のところにお問い合わせください。

沖縄県地デジ支援し隊事務局 電話(098)951-2700

◎ 沖縄県



地デジ支援し隊

沖縄県地上デジタル放送受信者支援事業

西表の動物病院の診察室から—西表島奮闘記— 第2回

NPO法人どうぶつたちの病院 小島 歩

竹富町ねこ飼養条例が2008年に改定施行されてから今年で2年目を迎えます。皆さんはこの条例をご存じでしょうか？ねこを飼っていないから、自分には関係ない条例と思われていませんか？

この条例は、2000年の『動物愛護法』の改正を受け、全国的に動物との共生を目指す取り組みが行われ、その翌年に制定された『竹富町ねこ飼養条例』が前身となって作られています。当時の西表島では有志の方で組織されたマヤー小探偵団が、島外から獣医師を呼び自主的に避妊・去勢手術やウイルス検査、ワクチンの接種等が行われ、飼い猫は良い状態で飼育されていました。しかし、島内のノラネコの数は依然として減少せず、さらに追い打ちをかけるように2004～2005年に各チリ捨て場の閉鎖が行われることになり、そこに暮らしているノラネコたち（40～50頭/個所）が集落やジャングル内に入り、島民の生活環境やヤマネコ等の野生動物を脅かす存在になりかねないということ、イエネコ由来の伝染病がヤマネコへ感染することを未然に防ぐことを目標として、作成されたものです。

「竹富町ねこ飼養条例」と名前に「ねこ」が入っており、イエネコ（飼い猫・ノラネコ全てを含む）のみを対象とした条例のように見えますが、イエネコを通じ、生物多様性の存続を目指すために作成された世界に誇る非常に素晴らしい条例なのです。この条例をモデルに、現在対馬や小笠原、やんばるでも同様の条例の施行が行われています。西表は、全国に先駆けてこの条例に則り、人と動物たちが素晴らしい関係を構築し始めている地区なのです。

この条例では、まず西表島内で飼育されているねこは全てマイクロチップを装挿入するように義務付けられています。マイクロチップには番号が入っており、専用の読み取り機（リーダー）で読み込むことによって番号が表示されます。番号を登録する際に、個人情報を含わせて登録します。これによって、言葉のしゃべることのできないねこに代わって、飼い主さんのお名前や、住所、そのねこの名前、年齢がパソコンで直ぐに調べられるようになっています。このマイクロチップによって感動の再会を果たした飼い主さんたちがいらっしゃいます。

エピソード1：ねこが行方不明になり、数か月が過ぎていました。ある日、そのねこが飼われていたお家から遠く離れた集落でねこが保護されました。保護されたねこにリーダーをあてると、番号が表示されました。ノラネコではない！！直ぐに番号をパソコンのデータと照会すると、Aさんのねこであることが判明しました。直ぐにAさんにご連絡、Aさんは数か月ぶりに愛猫と感動の再会を果たしました。

エピソード2：ある日ねこがお家から脱走してしまい、道路の方角へ走って逃げてしまいました。飼い主さんはねこは車に撥ねられて亡くなってしまったと思っていました。しかし、数年後隣の集落でねこが保護されました。リーダーで読み取ると…番号が表示されます。生存していたことをお伝えすると、飼い主さんはとても喜んでいらっしゃいました。

このように、マイクロチップは迷子になって保護された場合、すぐに飼い主さんの手元へ戻してあげることができる他、ノラネコにはマイクロチップは挿入されていないので、飼い猫と区別することができます。首輪をしてもどうしても外してしまうねこに『名前はもうある！』といわせてあげましょう。

島内でノラネコや見かけないねこを見かけた場合は、西表野生生物保護センターもしくは動物病院へご連絡ください。

連絡先 西表野生生物保護センター : 0980-85-5581

NPO法人どうぶつたちの病院 : 0980-85-5774

平成22年ハブ咬症注意報発令!

沖縄県では、平成22年5月1日～6月30日までの間ハブ咬症注意報を発令し、ハブ咬症被害を未然に防ぐよう呼びかけております。

気温が暖かくなるとハブの行動が活発になり、ハブ咬症被害も多く発生しております。田畑や山野、草地等への出入りや夜間に歩行する際には十分に注意するよう心がけましょう。もし、ハブに咬まれた場合は、落ち着いて次のように対処しましょう。

- ①激しい動きをしないで、身近な人に助けを求めましょう。
- ②応急処置として傷口から吸引器等で毒を繰返し吸い出しましょう。
- ③早急に医療機関で治療を受けましょう。

問い合わせ 竹富町自然環境課 82-6191

沖縄県障害者歯科地域協力医について

障害をもつ方の中には、筋緊張等により、一般の歯科医院では治療が困難な方もいらっしゃいます。

「沖縄県障害者歯科地域協力医」は、社団法人沖縄県歯科医師会が実施している、障害児（者）への歯科治療について研修を受けた歯科医です。

障害児（者）の皆様におかれましては、歯科治療を行う際の参考としてください。

※下記歯科医院における治療の費用は、他の歯科医院と同様に通常の費用（3割等の自己負担）がかかります。

ミルク歯科
石垣市白保268-29
電話：0980-86-8148

ねこ登録及び 予防接種のお知らせ

日時 毎月 第2日曜日 13:30～17:00

毎月 第2月曜日 09:00～12:00

場所 西表動物診療所（竹富町離島振興総合センター内）

問い合わせ 竹富町自然環境課 82-6191

西表動物診療所 85-5774

竹 富 島

竹富町まちなみ保存基金



美しい沖縄の原風景を守るために みなさんのうつつみ(協力)の心を!!

1. 名称: 竹富町まちなみ保存基金
2. 目的: 沖縄の伝統的な集落形態が急速に崩壊していく中で、島人たちは島の歴史と文化に誇りを持ち、独特の竹富島憲章を制定して守ってきました。それが今では沖縄の原風景を残した島として、昭和62年には重要伝統的建造物群保存地区(町並み保存地区)として国の選定をうけ、これを伝承するため、保存整備事業を実施しているところでもあります。
- しかし、伝統的な家屋を保存するためには莫大な経費がかかり、その経費の捻出に苦慮しております。そこで全国の有志の方々に広くご寄付をとおぎ、それを基金として保存事業にとりくみ、この島をいつでも「石垣と赤瓦屋根の里」として残していこうとするものです。
3. 目標: 2億円

4. 募金の方法: 一口5,000円以上とさせていただきます銀行、郵便局、現金書留にて、ご送金下さるようお願い申し上げます。
5. 募金の運用: みなさんからのご寄付と竹富町からの拠出金を基金として、その運用利益で伝統的家屋や物件の修理、修復、修景または取得のため利用させていただきます。
6. 募集期間: 平成21年12月～平成23年11月

税 控 除

この基金は地方自治法241条に基づき条例で設置された竹富町の基金です。この基金に寄附していただきましたら、税制上の優遇措置があります。個人の場合寄付金控除が受けられます。法人の場合全額損金算入(法人税法37条)されます。※納金がありしだい竹富町より寄付金領収証を発行いたします。

お問い合わせは

竹富町教育委員会 総務課 文化財係
『まちなみ保存基金』

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

電 話 0980-82-6191

F A X 0980-82-0643

E-mail: takeyousoumu@town,taketomi,okinawa.jp

2010 国勢調査

国勢調査の調査員になってみませんか?

町では、平成22年国勢調査の調査員として活動していただける方を募集しています。

竹富町総務課
0980-82-6191



守ろう! 電波のルール

電波利用環境保護周知啓発強化期間

平成22年6月1日～6月10日

総務省

沖縄総合通信事務所 監視調査課

電話: 0980-865-2308



『ちゅらさん運動』で築く安全・安心な沖縄県

ちゅらさん運動